

履修に関する細則

第一条 学生は、教養科目・専門教養科目の中から所定の科目を履修しなければならない。

第二条 学生は、前期・後期の所定の期日までにこの履修細則に従い、その年度において履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。

第三条 授業科目に対する単位数は原則として次の基準によって計算する。

- (1) 講義に対しては 15 時間を 1 単位とする。
- (2) 外国語及び演習は 30 時間を 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技は、45 時間を 1 単位とする。

ただし、「体育実技」は、30 時間を 1 単位とする、「保育・教職実践演習（幼稚園）」は、15 時間を 1 単位、「教育実習」は 40 時間を 1 単位とする。

第四条 卒業するためには前条に従って決定された単位を少なくとも 64 単位以上を修得しなければならない。

第五条 教養科目 8 単位以上・専門教育科目 48 単位以上を修得しなければならない。

第六条 1 年間に履修できる単位数は、50 単位とする。ただし、保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)、教育実習(教育実習指導)、学則第 16 条第 2 項、第 3 項および第 4 項に該当する科目の単位はこれに算入されないものとする。

第七条 必修科目と選択科目の区別は、別表による。

各学年科目及び各授業科目の単位数は都合により増減することがある。

第八条 後期から復学する場合、休学を申し出た年度に履修登録した通年科目を、復学する年度の後期に限り継続して履修することができる(一部例外有り)。ただし、休学を願い出た年度において後期開始以前から休学した場合には、継続履修の対象とはならない。継続履修を希望する学生は所定の申請書を期限内に提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年 4 月以前の入学生については、第三条第 3 号の改正規定は適用しない。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第八条の適用対象は令和 3 年以降に休学をした学生とする。